

長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル

令和2年11月12日修正
新型コロナウイルス感染症対策室

1 主旨

県は、下記の基準に基づき、新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会の意見を聴取しつつ、県内の感染状況を総合的に勘案し、感染警戒レベルの判断を行う。

2 圏域の感染警戒レベルについて

【考え方】

- 圏域（広域圏単位）ごとのレベルの上げは、下表1における要件1及び要件2を満たす場合に行うことを原則とするが、要件2による感染拡大リスクの総合的な判断を重視して行う。

【表1：圏域の感染警戒レベルの引上げ基準】

レベル	要件1 直近1週間の新規感染者数	要件2 感染リスクの高い事例など発生例の分析による感染拡大リスクの総合的判断※1
1	—	—
2	人口10万人当たり 2.0人以上 〔人口10万人以下の圏域においては感染者4人以上〕	①濃厚接触者が不特定の事例、②クラスター、③多数の感染経路が不明の事例などのリスクの高い事例が発生しており、さらに上位のレベルに向けて感染が増加していくおそれがあると認められる
3	人口10万人当たり 5.0人以上 〔人口10万人以下の圏域においては感染者8人以上〕	
4	人口10万人当たり 10.0人以上 〔人口10万人以下の圏域においては感染者16人以上〕	
5	人口10万人当たり 概ね20.0人以上※2 〔人口10万人以下の圏域においては感染者概ね31人以上〕	レベル4の状況に加え、さらに感染が拡大すれば全県の医療提供体制に大きな影響を及ぼすおそれがあると認められる
6	(緊急事態宣言)	

※1 濃厚接触者が不特定又はクラスターの発生事例には、これに準ずると認められる事例を含めることができるものとする。

(例)・濃厚接触者は特定できたが、数十名に達するなど多数に及んでいる場合

- ・店舗・施設等での関係者のうち感染者が5名以上いるものの、感染場所の特定ができていない場合 等

※2 人口10万人当たり20.0人（感染者31人）を目安とするが、医療提供体制に対する支障がどの程度生じているかを勘案して、この基準に捉われず必要な時期にレベルの引上げを行う。

3 全県の感染警戒レベルについて

【考え方】

- 全県のレベルの引上げは、下表2における要件1から要件3までをいずれも満たす場合に行うことを原則とするが、レベル2からレベル4までの引上げについては、要件1の全県の直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数を重要な指標とする。
- このほか、要件2として下表3に記載の入院者／受入可能病床数の割合、重症者／受入可能病床数の割合、人口10万人当たりの療養者数、PCR検査陽性率、感染経路不明者の割合、圏域ごとのレベル2～レベル4の圏域数等の指標を常にモニタリングし、2週連続で上昇するなど悪化傾向にあるかどうかを確認する。
- レベル5は国の示す感染状況の「ステージⅢ」に相当する段階とし、入院者／受入可能病床数の割合及び重症者／受入可能病床数の割合を重要な指標として判断する。
- ただし、感染警戒レベルの引上げの基準を満たした場合でも感染者数が一部の圏域に偏っているなど各圏域の状況等から、すべての圏域の引上げが必要でないと考えられる場合は、一部の圏域のみの引上げとする。
- 国による当県を対象とした緊急事態宣言が発出された場合は、レベル6とする。(国の示す感染状況のステージⅣに相当)

【表2：全県の感染警戒レベルの引上げ基準】

レベル	要件1 直近1週間の新規感染者数	要件2 モニタリング指標の状況※1	要件3 発生例の分析による感染拡大リスクの総合的判断
1	—	—	—
2	人口10万人当たり 1.0人以上	2週連続で上昇するなど悪化	さらに感染が増加していくおそれがあると認められる
3	人口10万人当たり 2.5人以上	同上	同上
4	人口10万人当たり 5.0人以上	同上	同上
5	人口10万人当たり 概ね10.0人以上※2	入院者/受入可能病床数の割合及び重症者/受入可能病床数の割合=25% その他の多くの指標が国のステージⅢの指標に該当※3	さらに感染が拡大すれば、病床ひっ迫により適切な医療が提供できなくなるおそれが迫っていると認められる
6	(緊急事態宣言)		

※1 新規感染者数のほか、入院者/受入可能病床数の割合、重症者/受入可能病床数の割合、人口10万人当たりの療養者数、PCR検査陽性率、直近1週間の感染経路不明者の割合

※2 人口10万人当たり10.0人を目安とするが、医療提供体制に対する支障がどの程度生じているかを勘案して、この基準に捉われず必要な時期にレベルの引上げを行う。

※3 レベル5は入院者/受入可能病床数の割合及び重症者/受入可能病床数の割合を重要指標として判断する

その他の指標は、人口10万人当たりの療養者数=15人、PCR検査陽性率=10%、直近1週間の感染経路不明者の割合=50%とする

【表 3 : 併せてモニタリングしていく指標】

モニタリング していく指標	国のステージの 区分・指標 上段：ステージⅢ 下段：ステージⅣ
入院者／受入可能病床数の割合	最大確保病床の 1/5 以上 現時点確保病床の 1/4 以上
	最大確保病床の 1/2 以上
重症者／受入可能病床数の割合	最大確保病床の 1/5 以上 現時点確保病床の 1/4 以上
	最大確保病床の 1/2 以上
人口 10 万人当たりの療養者数	15 人以上
	25 人以上
PCR検査陽性率※	10%
	10%
直近 1 週間の感染経路不明者の割合	50%
	50%

※陽性率＝陽性判明数の移動平均(過去 7 日間) / (陽性判明数＋陰性判明数)の移動平均(過去 7 日間)

4 感染警戒レベルの引下げについて

(1) 圏域の感染警戒レベル

- ①レベルの引上げから 14 日間以上経過し、②直近 1 週間の新規感染者数が基準を下回っており、
③かつ当面感染が再拡大していくリスクが低いと認められる場合はレベルを引き下げる。

(2) 全県の感染警戒レベル

- ①レベルの引上げから 14 日間以上経過し、②直近 1 週間の新規感染者数が基準を下回っており、
③その他のモニタリング指標についても概ね改善傾向にあり、④かつ当面感染が再拡大していく
リスクが低いと認められる場合はレベルを引き下げる。

5 感染警戒レベルに応じた状態や対応策の目安

レベル	アラート	状態	対応策
1	平常時	感染者の発生が落ち着いている状態	「新しい生活様式」の定着の促進
2	注意報	感染が確認されており、注意が必要な状態	市町村と連携して「注意報」を発令し、住民に感染リスクが高まっていることを認識していただき、より慎重な行動を要請
3	警報	感染拡大に警戒が必要な状態	市町村と連携して「警報」を発令し、ガイドラインの遵守の徹底の要請や有症状者に対する検査等の対策を強力に推進
4	特別警報	感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態	ガイドラインを遵守していない施設等への訪問の自粛の要請等を検討、全病床と宿泊施設の一部を確保
5	非常事態宣言 (県独自)	感染が顕著に拡大している状態 (ステージⅢ相当)	外出自粛や飲食店等に対する営業時間の短縮、ガイドラインを遵守していない施設に対する使用停止(休業)等の要請を検討、全病床・全宿泊施設を確保
6	緊急事態宣言 (特措法に基づく)	国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状態 (ステージⅣ相当)	緊急事態措置の実施を検討

感染警戒レベルの基準の修正について

令和2年11月12日
新型コロナウイルス感染症対策室

○修正のポイント

①圏域の基準に「直近1週間の新規感染者数」を追加

圏域の感染警戒レベルを判断するための基準に、感染リスクの高い事例の発生以外に、直近1週間の新規感染者数をレベルごとに設定します。

②全県の基準の「直近1週間の新規感染者数」の目安を変更

第2波の状況や入院措置の見直しにより、医療提供体制への負荷が一定程度軽減されていることを踏まえ、適切な数値に変更します。

レベル	圏域の基準	全県の基準
1	—	—
2	人口10万人当たり2.0人以上 人口10万人以下の圏域に おいては感染者4人以上	人口10万人当たり1.0人以上
3	人口10万人当たり5.0人以上 人口10万人以下の圏域に おいては感染者8人以上	人口10万人当たり2.5人以上
4	人口10万人当たり10.0人以上 人口10万人以下の圏域に おいては感染者16人以上	人口10万人当たり5.0人以上
5	人口10万人当たり概ね20.0人以上 人口10万人以下の圏域に おいては感染者概ね31人以上	人口10万人当たり概ね10.0人以上

○修正の理由

- ・第2波の状況（重症者が少ない）や、入院措置の見直しに伴い、感染者のうち、宿泊療養・自宅療養に移行する者の割合が増えたこと等により、医療提供体制への負荷が軽減されたこと
- ・医療提供・検査体制が充実したため、一定程度感染者が増加した場合も受け入れることができる状況になっていること
- ・第2波では、特定圏域での感染が顕著に拡大するケースが主であり、圏域の基準を整備する必要があること
- ・感染防止対策と社会経済活動との両立のため、より実態に即した感染防止対策を行う必要があること

○適用日

令和2年11月12日（木）から